

さいたま市浦和区区制施行20周年記念デザインマニュアル

1 はじめに

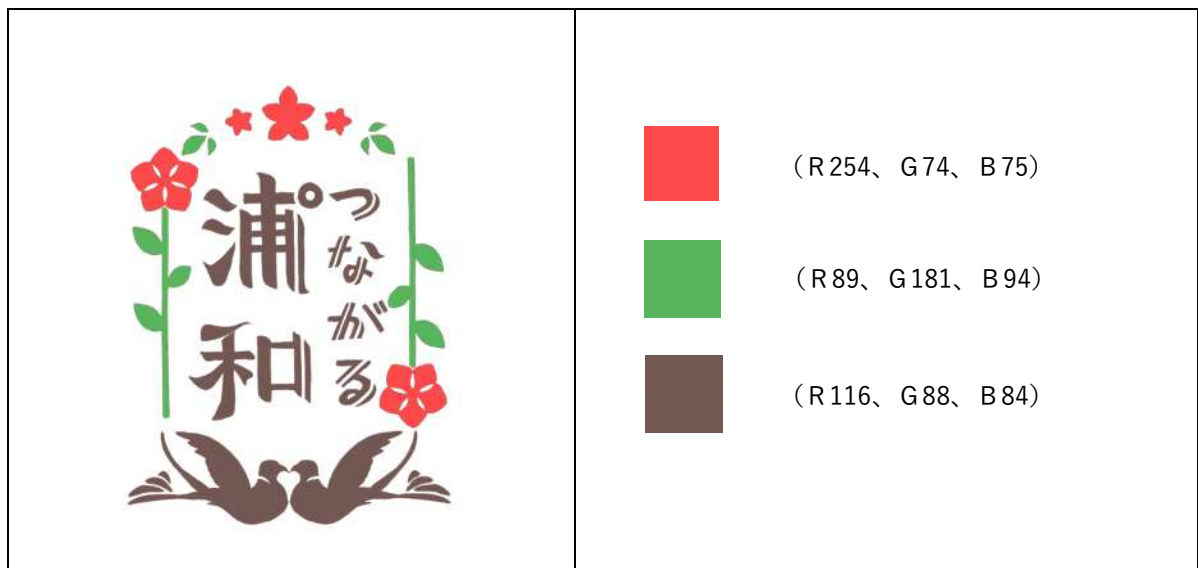
さいたま市は、令和5年4月に政令指定都市移行・区制施行20周年を迎えました。それに伴い、浦和区ではさいたま市浦和区区制施行20周年記念デザイン（以下、「浦和区20周年デザイン」という。）を制作しました。

今後、浦和区の事業や広報等にデザインを積極的に活用し、浦和区をより一層盛り上げていくため、デザインの使用について、最低限のルールをまとめたものです。デザインをご使用の際は、ぜひこのマニュアルをご覧くださいませますようお願いいたします。

2 浦和区20周年デザインの基本カラー

浦和区20周年デザインは白背景にフルカラーでの表示を基本とします。印刷方法の都合によりフルカラーでの表示が困難な場合は、モノクロ（色は任意のもの可）のロゴを使用してください。

※フルカラーの場合は指定の色以外を使用することは禁止です。



モノクロイメージ



3 浦和区20周年デザインの使用サイズ

デザインの視認性と可読性を確保するため、細部が読める範囲内のサイズでご使用ください。



マークの細部が読めるサイズでご使用ください。





4 使用上の注意

浦和区20周年デザインは、正しい使用方法で表示することで初めて意図したイメージが伝わるため、以下の点に注意してご使用ください。

- (1) 浦和区20周年デザインに画像や文字を付加することは禁止。
- (2) 浦和区20周年デザインの手書体を変更することは禁止。
- (3) 浦和区20周年デザインは、背景が無地もしくは色が薄い部分を選んで配置してください。
- (4) 浦和区20周年デザインを回転及び反転することは禁止。
- (5) 浦和区20周年デザインに動きを加えるなどのアニメーション機能を付加することは禁止。

- (6) 浦和区20周年デザインを指定の色以外にすることは禁止（モノクロの場合を除く）。
- (7) 浦和区20周年デザインの一部を削除することは禁止。
- (8) 浦和区20周年デザイン同士を近づけて、複数体のように表記することは禁止。
- (9) 浦和区20周年デザインの縦横比率を変更することは禁止。
- (10) そのほか、デザインの使用について疑義が生じる場合は、協議の上、決定する。
- (11) 浦和区20周年デザインは令和15年3月31日までの使用とする。但し、市がその業務のために使用する場合を除く。

5 使用禁止例（一部）

<p>浦和区20周年デザインの一部の省略は禁止。</p> 	<p>浦和区20周年デザインの回転や反転は禁止。</p> 
<p>浦和区20周年デザインの画像等の付加は禁止。</p> 	<p>浦和区20周年デザインの縦横比率の変更は禁止。</p> 

浦和区20周年デザインの指定の色以外での使用禁止。



浦和区20周年デザインの細部が読めないサイズでの使用禁止。



“つながる”
が読めるサイズで。